

\_\_\_\_\_ 消防計画（防火管理規程）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、\_\_\_\_\_における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画は、\_\_\_\_\_に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（防火管理者の権限及び業務）

第3条 防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更
- (2) 通報、避難、消火の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備、危険物施設等の点検の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告
- (8) その他防火管理上必要な業務

（予防管理組織）

第4条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 _____			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名

日常の任務

- (1) 吸い殻及び火気使用機器の管理
- (2) 倉庫等の施錠確認





通 報 連 絡 班	119番で消防機関へ通報する。 事業所内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。
消 火 班	消火器等による初期消火を行う。
避 難 誘 導 班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。

(震災対策)

**第9条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。**

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備 蓄 品 目	数 量	備 蓄 場 所
飲料水 (1人1日あたり3リットル)		
非常用食料 (缶詰、乾パン等)		
応急手当セット (三角巾、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等)		
懐中電灯、乾電池		
携帯用ラジオ		

- キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期点検に点検する。

保 管 品 目	数 量	保 管 場 所
ヘルメット		
スコップ		
つるはし		
ハンマー		
金てこ、鉄パイプ		
ロープ		
軍手		

(2) 地震後の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 防火担当責任者は、火災第二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

- (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は在館者等に知らせる。
- (ウ) 営業等社外で活動する者の安否の確認及び情報の収集を行う。

イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

- (ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
- (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
- (ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、在館者の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

- (ア) 在館者を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。
- (イ) 在館者の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。
- (ウ) 在館者を広域避難場所（\_\_\_\_\_公園）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に従業員を配置して行う。
- (エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(教育訓練)

第 10 条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対 象 者	実 施 時 期	実 施 回 数	実 施 者		
			防 火 管 理 者	防 火 担 当 責 任 者	火 元 責 任 者
新 入 社 員	採 用 時	採 用 時 1 回	○		
正 社 員	___月、___月	年 2 回	○		
	朝 礼 時	必 要 の 都 度		○	○
派 遣 社 員	採 用 時	採 用 時 1 回	○		
	朝 礼 時	必 要 の 都 度		○	○
ア ル バ イ ト ・ パ ー ト	採 用 時	採 用 時 1 回	○		
	就 業 時	必 要 の 都 度		○	○

備	考	○印は、実施対象者を示す。
---	---	---------------

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防止職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	___月 ___月	震災訓練	___月
避難訓練	___月 ___月		
通報訓練	___月 ___月	総合訓練	___月

(工事中の安全対策)

第11条 防火管理者は、増改築等の工事を行うときは工事中の安全対策をたてる。

(1) 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の防火安全対策を作成する。

また、工事に伴い、避難施設又は消防用設備等の機能に著しく影響を及ぼすときは、消防機関に相談し、必要に応じて工事中の消防計画を作成する。

(2) 工事関係者等の遵守事項

- ア 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
- イ 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- ウ 火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
- エ 危険物品を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- オ 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。
- カ 工事用のシート等を使用する場合は、防災物品を使用すること

(消防機関への報告、連絡)

第12条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導及び教育訓練指導の要請
- (3) 消防訓練の実施計画及び実施結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検結果の報告

(5) その他防火管理上必要な事項

(防火管理業務の一部委託)

第13条 \_\_\_\_\_の防火管理業務の一部は、\_\_\_\_\_ビル管理会社に別表のとおり委託するものとする。

附 則

この計画は、 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から施行する。

消防計画（防火管理規程）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、\_\_\_\_\_における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画は、\_\_\_\_\_に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（防火管理者の権限及び業務）

第3条 防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更
- (2) 通報、避難、消火の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備、危険物施設等の点検の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告
- (8) その他防火管理上必要な業務

（予防管理組織）

第4条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 _____			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名

日常の任務

- (1) 吸い殻及び火気使用機器の管理







任 務 分 担	
通 報 連 絡 班	119番で消防機関へ通報する。 施設内への非常放送を行う。 関係者への連絡を行う。
消 火 班	消火器等による初期消火を行う。
避 難 誘 導 班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。

### 3 夜間における自衛消防活動のための組織及び任務分担は次のとおりとする。

当直者等	人 員	担 当	任 務 内 容
当直者及び夜勤者の中から事前に指定する。	___名	隊 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動措置全般の指示を行う。</li> <li>・避難開始の決定、避難人員の確認及び災害の状況把握を行う。</li> </ul>
〃	___名	通報連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・119番通報を行う。</li> <li>・他の当直者及び入所者へ火災発生の放送を行う。</li> <li>・夜間緊急連絡先一覧により職員の呼び出しを行う。</li> </ul>
〃	___名	初期消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器、屋内消火栓設備を活用した初期消火を実施する。</li> <li>・初期消火が困難な場合は、避難誘導担当の支援にあたる。</li> </ul>
〃	___名	避難誘導及び応急救護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の避難誘導を行う。</li> <li>・応急救護所の措置を行う。</li> <li>・負傷者の応急措置を行う。</li> <li>・負傷者及び入所者のうち、緊急を要する患者の収容先の指定</li> </ul>

※ 呼び出しにより参集した職員等は、原則として避難誘導及び応急救護を担当する。

(震災対策)

### 第9条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

#### (1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 調剤室、検査室、処置室の薬品棚には薬品類等の転倒、落下防止措置を行う。
- エ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- オ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- カ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- キ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目	数量	備蓄場所
飲料水（1人1日あたり3リットル）		
非常用食料（缶詰、乾パン等）		
応急手当セット（三角巾、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等）		
懐中電灯、乾電池		
携帯用ラジオ		

ク 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保管品目	数量	保管場所
ヘルメット		
スコップ		
つるはし		
ハンマー		
金てこ、鉄パイプ		
ロープ		
軍手		

(2) 地震後の安全措置

ア 火気使用設備・器具の直近にいる職員等は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

ウ 防火担当責任者は、火災第二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

(ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は入所者等に知らせる。

イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

(ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

(イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、入所者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 入所者等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

(イ) 入所者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

(ウ) 入所者等を広域避難場所（\_\_\_\_\_公園）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(教育訓練)

第10条 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対 象 者	実施時期	実施回数	実施者		
			防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新 入 社 員	採 用 時	採用時 1 回	○		
正 社 員	___月、___月	年 2 回	○		
	朝 礼 時	必要の都度		○	○
アルバイト・パート	採 用 時	採用時 1 回	○		
	就 業 時	必要の都度		○	○
備 考	○印は、実施対象者を示す。				

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者等が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	___月 ___月	震災訓練	___月
避難訓練	___月 ___月		
通報訓練	___月 ___月	総合訓練	___月

4 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合はあらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により、また、その実施結果については「消防訓練実施結果報告書」により、それぞれ消防署長に報告する。

(工事中の安全対策)

**第11条 防火管理者は、増改築等の工事を行うときは工事中の安全対策をたてる。**

(1) 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の防火安全対策を作成する。

また、工事に伴い、避難施設又は消防用設備等の機能に著しく影響を及ぼすときは、消防機関に相談し、必要に応じて工事中の消防計画を作成する。

(2) 工事関係者等の遵守事項

ア 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

イ 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

ウ 火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

エ 危険物品を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

オ 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。

カ 工事用のシート等を使用する場合は、防災物品を使用すること

(消防機関への報告、連絡)

**第12条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。**

(1) 消防計画の作成(変更)届出

(2) 防火指導等の要請

(3) 消防用設備等の点検結果の報告

(4) その他防火管理上必要な事項

(防火管理業務の一部委託)

**第13条** \_\_\_\_\_の防火管理業務の一部は、\_\_\_\_\_ビル管理会社に別表のとおり委託するものとする。

**附 則**

この計画は、 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から施行する。